

下「特定工場」という。の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定めるところにより、次の事項を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二号第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で通商産業大臣が工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

第六号第一項第二号中「その内容」を「加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「設置のための工事の開始の日」を「新設のための工事の開始の予定日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四号第一項第二号の省令で定める施設の配置（工業団地に特定工場の新設をする場合には、当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の省令で定める施設の面積及び環境施設の配置を含む。）

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる省令で定める物質（以下「汚染物質」という。）の最大排出予定量及びその予定量をこえないこととするための措置

第六号に次の一項を加える。

3 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第一項の規定による届出で当該特定工場の設置の場所が指定地区に属するものを受理したときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送

付するものとする。

第七号及び第八号を次のように改める。

第七号 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者（当該特定工場の新設のための工事をしていない者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四号第一項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

（変更の届出）

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定は前項の規定による届出のあつた場合について、それぞれ準用する。

第八号 第六号第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六号第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨（当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての同項第一号又は第

四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行なわれるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合には、その旨及び同号の事項）を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。

2 第六号第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定は前項の規定による届出のあつた場合について、それぞれ準用する。

第九号第一項中「第六号第一項」の下に「第七号第一項又は前条第一項」を、「に係る事項」の下に「（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六号第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七号第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六号第一項第五号及び第六号の事項以外の事項」を加え、「工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて」を削り、同項第一号中「設置によつてその周辺一帯」を「新設又は第七号第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更（以下「新設等」という。）によつてその周辺の地域」に改め、同項第二号中「設置」を「新設等」に改める。

第九号第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第六号第一項」の下に「第七号第一項又は前条第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六号第一項、第七号第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六号第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、通商産業大臣に協議して、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができ、

一 第四号第一項の規定により公表された準則

に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第十一号から第十五号までを削り、第十号第二項を削り、同条を第十五号の三とし、同条の次に次の二条を加える。

（経過措置）

第十五号の四 この法律の規定に基づき政令又は省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第十五号の五 この法律の規定により通商産業大臣又は特定工場に係る事業を所管する大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第九号の次に次の七条を加える。

（変更命令）

第十号 特定工場に係る事業を所管する大臣は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行なわれることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することがきわめて困難となると認めるときは、通商産業大臣に協議して、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内にしなければなら

ない。

(実施の制限)

第十一条 第六条第一項の規定による届出をした者、第七條第一項の規定による届出をした者又は第八條第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から九十日を経過した後でなければ、それぞれ、当該特定工場の新設をし、又は第七條第一項若しくは第八條第一項の規定による届出に係る変更をしてはならない。

2 通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る事項のうち第六條第一項第五号及び第六号の事項以外の事項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

3 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る事項のうち第六條第一項第五号又は第六号の事項について、その内容が相当であると認めるときは、通商産業大臣に協議して、第一項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者は、第六條第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。

2 第六條第三項の規定は、前項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(承継)

第十三条 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者から当該特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。

4 第六條第三項の規定は、前項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(認定)

第十四条 事業者で、当該事業の用に供している建築物若しくは機械若しくは装置の廃棄又は当該機械若しくは装置の譲渡をすることにより環境施設の整備をしようとするものは、当該環境施設の整備に関する計画を当該事業を所管する大臣に提出して、その計画が当該工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に著しく寄与するものである旨の認定を受けることができる。

2 当該事業を所管する大臣は、前項の認定をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(課税の特例)

第十五条 前条第一項の認定を受けた事業者が当該事業の用に供している減価償却資産を同項の認定を受けた計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(国の援助)

第十五条の二 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、工場又は事業場に係る環境施設の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

第十六条(同条の前の見出しを除く。)及び第十七条を次のように改める。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項の規定による命令に違反した者

第十七条 第十一條第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十八条中「前二条」を「前三条」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第十九条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

第十八条 第十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 第十二條第一項又は第十三條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際改正後の工場立地法(以下「新法」という。)第六條第一項に規定する特定工場(以下「新法特定工場」という。)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより新法特定工場となる場合を含む。以下同じ。)のための工事をしている者又はこの法律の施行の日から九十日を経過する日まで新法特定工場の新設のための工事を開始する者に係る当該新法特定工場の新設については、同項の規定は適用せず、なお従前の例による。

る。

2 この法律の施行の日から九十日を経過した日以後に新法特定工場の新設のための工事を開始する者で、当該新法特定工場につきこの法律の施行の際改正前の工場立地の調査等に関する法律(以下「旧法」という。)第六條第一項の規定による届出をしているものは、当該新法特定工場の新設については、新法第六條第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号まで及び第七号の事項について届け出ることを要しない。

3 この法律の施行の日から九十日を経過する日まで旧法第六條第一項に規定する特定工場(以下「旧法特定工場」という。)の設置(既存の施設の用途を変更することにより旧法特定工場となる場合を含むものとし、第一項に該当することとなる場合を除く。以下この項において同じ。)のための工事を開始する者に係る当該旧法特定工場の設置については、なお従前の例による。

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、新法第六條第一項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該新法特定工場内の新法第四條第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項に限る。新法第六條第一項第六号の事項にあつては、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。)に係る変更(新法第七條第一項の省令で定める軽微なものを除く。)でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び新法第六條第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るものの以外のものを通商産業大臣及び当該新法特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。

ければならない。ただし、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 前項の規定による届出は、新法第七條第二項、第八條、第九條、第十一條から第十三條まで、第十六條、第十七條、第十九條及び第二十條の規定の適用については、新法第七條第一項の規定による届出とみなす。

第四條 前條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六條第一項に規定する特定工場に係る同項、第七條第一項又は第八條第一項の届出をした者が同法第四條第一項の規定により公表された準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの

第六百一十一條第一項中「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に、「第五百八十六條第二項第二十八号」を「第五百八十六條第二項第二十九号」に、「第五百八十六條第二項第二十九号」を「第五百八十六條第二項第三十号」に改め

る。

(租税特別措置法の一部改正)

第七條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「又は工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第五條第一項」を「工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第五條第一項又は工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第十四條第一項」に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「転換」を「転換(移転及び整備を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 工場立地法第十四條第一項の認定を受けた個人 同項の認定(政令で定める期間内に受けたものに限る。)

第十六條の二第三項中「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に改め、同条第五項中「事業転換施設」を「事業転換施設等」に改める。

第五十一條の三第三項中「又は工業再配置促進法第五條第一項」を「工業再配置促進法第五條第一項又は工場立地法第十四條第一項」に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「当該事業転換施設」を「当該事業転換施設等」に、「転換」を「転換(移転及び整備を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 工場立地法第十四條第一項の認定を受けた法人 同項の認定(政令で定める期間内にけたものに限る。)

第五十一條の三第三項中「事業転換施設の」を「事業転換施設等の」に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「当該事業転換施設」を「当該事業転換施設等」に改め、同条第五項中「事業転換施設」を「事業転換施設等」に改める。

に改める。

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)

第八條 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「工場立地の調査等に関する法律」を「工場立地法」に改める。

(農村地域工業導入促進法の一部改正)

第九條 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五項中「工場立地の調査等に関する法律」を「工場立地法」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「工場立地の調査等に関する法律」を「工場立地法」に改める。

理由

工場立地が周辺の地域との生活環境との調和を保ちつつ行なわれる必要があることにかんがみ、工場内の生産施設、緑地等の面積の割合及びこれらの施設の配置に関する事項につき工場立地に関する準則を公表するとともに、大規模な工場が集中して設置されると予想される地域について工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行ない、あわせてこれらに基づき勧告及び命令を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○浦野委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

工場立地の調査等に関する法律は、工場立地の

適正化に資することを目的として昭和三十四年に制定されたものであります。

近時、工業再配置対策や農村工業導入対策などによる国土の均衡ある発展のための諸施策が講じられておりますが、今後の工業開発を進めるにあたって最大の問題は、地域環境と産業活動との関係であります。

この問題を解決するため、今後の工業立地の際には、公害、災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行ない積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠であります。

これを実現するためには、公害に関する規制の強化、防止技術の開発等と並んで、工場立地の段階から、企業みずから周辺の生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していくことが必要であります。

このような新たな観点を加えて工場立地の適正化を推進するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、工場立地に際しての敷地利用のあり方に関する規制の強化であります。

まず、工場の生産施設、緑地等の面積の敷地面積に占める割合並びに緑地等及び特定の施設の配置に関する準則を公表するとともに、工場の設置前にこの準則にかかる事項についても届け出なければならぬこととしております。

次に、その届け出の内容が公表された準則に適合せず、周辺の生活環境の保持の観点から問題があると認めるときは、必要な勧告、命令を行なうことができることとしております。

第二は、大規模な工場が集中して設置されるところである地域についての特別の規制であります。

かかる地域は、公害の防止につき、特に配慮を必要があることにかんがみ、まず工場立地に

伴う公害の防止のための調査を実施することとしております。

さらに、このような地域に設置される工場については、大気または水質に関する公害の防止のための措置の届け出を義務づけるとともに、重合汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、必要な勧告、命令を行なうことができることとしております。

その他本法律案におきましては、所要の助成措置、罰則、権限の委任等について規定を整備しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○浦野委員長 通商産業の基本施策に関する件及び中小企業に関する件について調査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲村佐四郎君。

○稲村(佐)委員 繊維の問題について質問を行ないたいと思います。

わが国の繊維産業は、明治以来幾多の困難を経ながら、戦後着るに衣なく、食うに食なく、住むに家なく、荒廃の中から今日の目ざましい経済発展をもたらしたのでございます。わが国の経済発展に寄与した繊維業界の役割りというもののはきおめて大きいものがあると思ひます。しかし、内外の情勢の変化に伴ひまして、すなわち、アメリカのドル防衛政策、あるいはまた、これによる保護貿易主義化、発展途上国の急速な追い上げ、また国内的には労働事情の変化、需要構造の変化、円の変動制移行、わが国経済政策の福祉優先化等、繊維業界を取り巻く状況は非常にきびしいものが

あるのではないかと思います。

そこで、私はこれらの諸状況を勘案いたしまして、いま一つの大きな問題になっておりますところのやみ織機の問題を中心として、大臣、通産当局に対して若干の質問をいたしたいと思ひます。そこで、織機の登録制はいつごろから行なわれているのか、織機局長にお伺ひいたします。

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。織布業におきましては、中小企業安定法の時代から、すなわち昭和二十七年あるいは二十八年ごろから、調整規程によりましてインサイダーのみの登録制が行なわれておりましたけれども、その後二十九年、三十年アウトサイダーも含めまして、通産大臣の命令によりまして登録制及び織機の設置制限を行なつておるといふ次第でございます。

○稲村(佐)委員 さきの六十八国会におきまして、特定織機工業構造改善臨時措置法の一部改正案の成立の際に、無籍織機の実態調査をすることを決議いたしました。

その調査の結果によりますならば、六月一日現在で無籍織機が約十二万六千台と聞いております。しかし、その後も無籍織機がふえ続けておるといふことを私は聞いております。ここに無籍問題のむずかしさがあると思ひますが、無籍織機の発生の原因はまず何だと考えておられるか。

それからまたもう一つは、現在把握している各種別の有籍の台数、これに対する対比を局長からお示しを願ひたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。無籍織機が発生をいたしました原因につきましては、いろいろ理由があると思ひますが、時代によりまして、あるいは時期によりましていろいろ原因がございます。簡単に言ひきれないことであらうと思ひます。

しかしながら、これを大観いたして申し上げますならば、第一に、私どもとして反省しなければいけないこととございますが、監視体制が必ずしも十分でなかったということにつきましては、私

ども反省をいたさなければいけない点があるかと思ひます。しかしながら、四十六年度以降につきましては、産地組合におきまして監視体制を強化するといふような措置をさらにとりましては、現在におきましては、その辺につきましては遺漏ないようにしておるつもりでございます。

それから第二に、織布業はやはり技術的に申しましてそれほどのむずかしい事業でございまして、したがって、新しい事業を始めます場合にも、台数にもよりますけれども、それは多くの資本を要しないといふようなこともございまして、したがって、新規参入といふのがわりあい容易であつたといふことも考えられるのじやないかと思ひます。

それからなおつけ加えて申し上げますならば、いわゆる織布業の受注先でございまして商社、問屋といふふうなものがございまして、こういう方々が、あるいは値段を安くして発注ができるというふうなこともございまして、零細業者に対して織機を持つようになつたといふふうなことなども、あるいは無視できない原因になつてゐるのかもしれないといふことも考えられるわけでございます。

それから第二のお尋ねでございました有籍織機のことでございますけれども、有籍の織機は全部でおおむね七十万台ぐらひでございます。それから無籍織機は、いま御指摘ございましたように、概数で十二万六千台でございますが、種類別に申し上げますならば、綿スフで無籍織機の台数は五万七千台ぐらひでございます。それから絹人織は三万六千台、毛織物は二万三千台、麻、タホルそれぞれ千台あるいは七千台というふうに非常に少のうございまして。

○稲村(佐)委員 時間がありませんので、簡単にひとつお答え願ひたいと思ひます。

それでは大臣にお伺ひしたいと思ひます。申し上げるまでもなく、織機は、中小企業団体に基つきまして、機械の設備制限規制で、一切の機械につきまして設備制限をして登録をしいているわ

けですが、相当数無籍織機のあることは、いま局長が答えられたとおりであります。おおよそ、需給のバランスは、有籍、無籍を含めて、生産高によるものであると私は考えております。特に、無籍業者といふのは、大臣も御承知のように、零細中の零細がやつておるわけです。これを取り除いていくことは生業を奪うといふような形から、社会問題も起こしかねないのではないかと、こういうふうには私は考えております。正直者がばかを見る、こういうふうなこともいろいろいわれておりますけれども、認知をされない子供に責任がある、認知をしないところの親に責任がないという形でこれを持つていくということがはたしていいのかどうか、こういう問題について、ひとつこの観点から大局的な立場に立つてどう対処されるか、大臣のお答えを願ひたいと思ひます。

○中曾根(務)大臣 無籍織機が生まれているといふことは非常に残念な、遺憾な事態でございまして、これは二つの面が御指摘のとおりございまして、一面は、事実としてそれらの織機が稼働し、あるいは税金を納めてゐるというふうな問題、及び徴税上の問題が現実にはございまして、また一面においては、いままでの政府並びに工業連合会、組合等の政策規制等によりまして、これを漸減していくというそれの方針に違反して、それが行なわれているといふことであります。

それで、いろいろ繊維構造対策あるいは繊維対策をやつてまいりまして、内部における秩序及び合理的生産、協調、そういうことをうまく調和ある形で時間をかけて、しかも正直者がばかを見ないといふような原則も考へつつ解決しようと思つて歴代の関係者は苦勞し努力してきたところでございますが、しかし、いまのような現実のな

りわいという問題と、また一面において正直者がばかを見ないといふことと、今後の繊維構造対策の前途も見つつかれを解決しよう、そこで目下いろいろの方法を検討中でございます。

いろいろ各地域地域によって利害が非常に相反しておりますし、また地域地域によって現象もお

え方の路線の上に立つた繊維施策というものであり、これは内外環境の流動的なものに対応し得ないのではないかというふうな実は危機感を持っており、したがって、繊維産業の新たな日本産業に占める地位あるいは世界経済に占める地位というものの対応策というものを当然考えなければいけないと思います。

事務的に申し上げます、現在産褥審におきかす、あるいは繊維工業審議会、両方の審議会が合同いたしました繊維産業基本問題小委員会というところで本問題を議論をいたしておりますが、大体六月末を目途にいたしまして答申を得るような予定で審議をいたしておる次第でございます。

○稲村(佐)委員 いま大臣のお話とまた局長のお話を聞きまして了解をすることができるとおもいます。

時間が参りましたのであれですが、ただ繊維産業といつても、業種は多種多様でございます。また、たいへん数多くの繊維業者があるわけでございます。そういう意味から、一方では、いま景気がたいへん上昇機運にある業種もございまして、たいへん景気がいいところもございまして、しかしながら、これはいろいろな過去の救済措置あるいは破産、こういったものの影響もあるかもしれないし、また、いろいろな需給の関係も影響があると思ひますが、それ以外に小さい零細業者、たとえて言うならば、捻糸であるとか縫製であるとか製紐、ゴム入り、リボン、ボタン等、こういう小さい零細業者、機革その他の恩典も受けないという繊維の業者が数多いわけでございまして、そういう意味から、こういったところに——大きいところは弾力的な動きがとれます。たとえば、いろいろな問題が、大波が来たといつたしましても、これをかわすだけの余裕を持っておりまして、しかしながら、規模もない一匹オオカミと申しますか、こういう零細な立場の業者、そういう大波、小波もさざ波も切り抜けることができない業者がたくさんあることを大臣はぜひ御認識願ひたい。こういう業者に対しては、特にわれわれ

も今後もちろん協力もいたしますが、特段の配慮をひとつお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○浦野委員 堂森芳夫君。

○堂森委員 時間がいよいよありませんので、まず無籍職機の問題について大臣にまず一、二の点について御答弁をお願いいたします。

昭和三十一年であつたかと思いますが、繊維の旧法ができました。たしか当時通産大臣は高崎達之助さんだつたと思うのです。そして当時の絹人絹の不況に對して過剰織機を買い上げるといふ施策を政府が巨額の国費を投じてやりました。もちろん残存業者も負担をしたことがございます。當時は無籍織機という問題はなかつたと思うのです。問題とならなかつた。そしてその後繊維の新法、これはたしか昭和三十一年であつたかと思うのです。新法がつくられてから、これが施行されました。それからその次が四十二年でございます。か、特設法の構造改善の法律が制定されました。そしてスクラップ・アンド・ビルドが実行される、こういうふうなことになる、そして昨年でございまして、一部改正法が通つて、二年延長、こうなつたわけでありまして、そうすると、昨年の五月に通つたのですから、この一部改正法の効力はもうあと来年の五月までしかない。そこでございまして、そうなりますと、大体それでも日本

の戦後の繊維産業に対する基本的な法律といふか、新しくできれば別ですが、法体系からいって、何かそういう一つ大きな段階が四十八年度いっばいで来る、こう見るのが常識ではないか。そして一体これから日本の繊維産業がどうなっていくのか。これは政府は当然ビジョンを持たなければいかぬ、こういうわけであります。私、大臣にお尋ねしたのであります。一体これから登録制はしっかり守つていくということが一つの大きな基本であるのかどうか。そしてどういうビジョンが日本の繊維産業——こんな不景氣になつたり好景氣になつたり、いろいろな問題が絶

えず繰り返されてきておる。繊維産業というものの本質には非常にむずかしさがたくさんある。いろいろな問題があるにしても、一体どういふビジョンを持つてこれからの繊維産業を育てていくのか、こういうことについて、これは専門家の局長もおられますけれども、大臣はそんなビジョンをお持ちにならなければいかぬと思うのであります。まず御答弁、それからあと局長から答弁をしてください。

○中曾根國務大臣 繊維産業の構造改善の問題を考へてみますと、昭和三十年前後から過剰設備に悩んで、そしていろいろな関係者の努力によつて登録制度というものが生まれ、官民の努力によつて、懸命な必死の努力が今まで続けられてきたと思ひます。その間に景氣の浮沈がありまして、景氣がよくなればアミビみたいになるという性格もありました。

今後のことを考へてみますと、繊維産業は非常に國際的な影響を受ける、最も激甚な影響を受ける産業であると思ひます。それでいまガットを中心にしていろいろな繊維の協定をどうするか、そういう問題も緊切に響いてくる問題でございまして、またいよいよLDC諸國の發展の度合いがどういふふうになつてくるかということも非常に痛烈に響いてくる問題でございまして、

そういう問題を考へてみますと、何らかの形による自主規制といふことが、あるいは団法に基づく一つの調整措置といふものが必要なのではないか。したがつて、何らかの形における登録制度といふものは續けていかなければ、無政府状態になつて結局同業者の秩序が乱れ、共存共栄の実が失われて、弱肉強食が現出するのではないかと、いうことも考へられます。いづれ産褥審並びに繊維工業審議会の答申を待つて私たちは政策を決定いたしますが、私が現在予想しているところはそういうところでありまして、

○堂森委員 どうも大臣の御答弁は、何も具体性はないと思ひます。それはおそろしくいま稲葉秀三氏が小委員長をやつておるこの委員会では

るからという答弁が出るだろうと予想しておつたのであります。私は日本の繊維産業といふのは古くからわが國の——いまの時世では古いことばかもしれないが、外貨をかせいだ、日本の財政をしっかりと肩に背負つて長い間奮闘してきた産業である、こういうことは間違いないと思ひます。そういう意味で当然長い伝統がありまして、また、繊維産業といふものは、わが國の置かれておる事情あるいは具体的な日本の情勢等からどうあるべきか、世界的な規模で考へなければいかぬ。それはそのとおりであります。したがれば、昭和三十年、あの當時も私しばらく商工委員をしまして、この當時、絹人絹の不況問題について一生懸命勉強してみた。もうだいたい前の話であります。が、自來ずつと絶えずこの登録制の問題に——その後やみ織機の問題がどんどん出て大きな問題になつてきておる。一体どういふわけでやみ織機が出てくるのか、原因は幾つかあるかと思ひます。が、根本対策といふのはあるのかないのか。いま大臣は、中小企業団法法の規制によつてやれるんだとおっしゃいますけれども、なぜこんなにやみ織機の問題が解決できないのか、どうして出てくるのか、局長の御答弁でけっこうですが、お願いしたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 やみ織機といわれるものが出てきた原因、これは地方によりまして、あるいはいま先生御指摘の、時代によりましていろいろあるわけでございまして、一義的に言うことはなかなかむずかしいかと存するわけでございまして、このやみ織機といふものは、現在では、言うまでもなく団法法のアウトサイダー規制命令による登録制度にも違反をしてゐる織機でございまして、したがって、本来でありますならば、まず法律的にいいますならば、これの発生した場合には——あるいは発生をしないように、やはりこれは政府側としても、あるいは民間各組合として、十分な監視体制をとるといふことが必要であつたのじゃないかと思ひますが、その点につきまして反省をいたしますと、従来少なくとも四十五

年以前は必ずしも十分でなかったところがあつたのじゃないかというふうな反省を私どももいたすわけでございます。かつ、業界のほうでも、この点の点につきましては、いろいろ各工業組合連合会あるいは産地組合におきまして監視委員会等を設けてやっておりますけれども、その点につきましてもう少しきちっとした態度がとれなかっただらうかというふうな気がいたすわけでございます。

それかなお、先ほどもちよつと申し上げましたように、いわゆる織機自身、いろいろ買い上げをやりましたわけでございますけれども、その買い上げをやりましたものにつきまして、それが当然スクラップをされていなければいぬということもございますが、その点につきまして、これはやはり多少反省をする点もあるかもしれないという気もいたします。

それからなお、産元関係につきましても、やはりこれは非常に景気のいいときには零細業者に織機を、あるいは場合によっては自分の中古織機を、持たせるようなこともあったのじゃないかという気がします。

そういうふうにいるいろいろな原因があるというふう
に考えられますが、その辺につきまして、今後
われわれのほうとしてもいろいろな角度から対策
を考えたいというふうに思っております。

○堂森委員　いまの局長の答弁によりますと政府にも一半の責任はあるんだ、こういうふうには御答弁になっておるように私は受け取るのであります。そこで、全国のみ織機と称する織機で機屋さんをしておる人たち——機屋さんだけではないので、その人たちは、みんな全部といつてもいいくらいいちゃんとは納めておるわけですね。所得税も営業税も納めておる。国税も地方税も納めておる。そして私たちは、なぜきんとしただけに、俗にいう登録された織機を持つておる者が得られるような、政府の措置の対象にはならぬのか、税金を納めておるにもかかわらず、私たちは登録された織機の人たちと同じ政府のいろいろな措置による恩恵というか、対象にはならぬのか、

こういうような当然の主張もあるわけです。

政府は、昨年この特織法の一部改正のときに
ついた附帯決議によつて、やみ織機の教等を調査
されておるが、実際はもっと多いと思うのです。

十二万六千台くらいある。こう言っておられるのですが、もっと多いと思うのです。とにかく機屋さんを見ますと、無籍織機半分、有籍織機半分とか比率はいろいろあるとしても、いろいろな業者

が、おられるわけですね。そうすると、そういうふうな無籍織機の業者、昨年いろいろな通達を出して指導しておられますが、税を納め、そして普通に企業を行なっておる、そういう無籍の織機を持った人たちは、原則として登録された業者と同じように扱われるべきであるという考え方に立っておられるのでありますか、いかがでございますか。

○齋藤（英）政府委員 昨年特徴法の改正のときに附帯決議がつけられてございます。それで、その附帯決議にいわゆる登録機械とそうでないものの間の區別をはっきりして、これについての適当な措置をすべきである、こういうふうな附帯決議があつたかと思ひます。私もそれに基づきまして、い

ま先生お話しのように一応調査をいたしました。その結果、約十二万六千台という数が出てまいったわけですが、それは昨年の六月現在でございます。それで、いまお話ございましたよう

に「なりわい」といいますが、生業としてやってもいいし、無籍の方もおられるのではないかと、いろいろもいたします。したがって、これは本来冷たいという法律的观点だけで申しますれば、いわゆるアウターサイダー規制違反でございますからして、いろいろ

いろいろな方法を通じて一挙になくすべきであるという意見も出てまいるかと思いますが、いまいちいろいろお話がございましたようなこともありますし、いろいろなことを考えました末、私どもとしましては、昨年考えましたことは、まず通産大臣にそういう方が届け出をして、その届け出をしたものにつきましては稼働を一応認めるという方針をきめまして、そういう方針で省令を改正いたしたわけでございます。したがって、届け出と

いうことになりましたれば、まずなりわいとしての稼働が認められる、こういうかつこうに私どもは考えておったわけでございます。

○堂森委員　もっと進めてお尋ねしたいのですが、もう時間がございます。

そこで、いまの局長の答弁では、通達をして、業界が自主的にそういう無籍のものを持つておる人たちが届け出をすれば云々と、こういう答弁の

ように思ったのですが、しかしこれは実際には地方ではなかなか機械が多くて、具体的にいますと、たとえばある県では五万円とか、ある県では十何万円とか、一台につき組合に金を出させて云

で大もんちやくが各地で起きておるわけでありま
す。あとの人がまたいろいろお聞きになりますか
ら私は終わりますけれども、あなたも責任は政府

るわけではないですよ、政府にもあるというあな
たのはっきりした答弁ですから、政府の責任で
もつと善処されますように要望しまして、私の質
問を終わります。

○浦野委員長 和田貞夫君。
○和田(貞)委員 いまの堂森議員の質問によりき
して、やみ織機だとか無籍織機だとか全く聞こう
の悪いことばですが、やや通産省のほうにも責任

かたはる政府のほうにも責任があるということな
れども、認めかけつつあるというような答弁の内容であり
ますが、私は、さらにつけ加えまして、明確に政
府の責任であるということをはっきりと断言してほし
いというように強く希望するわけであります。

なぜならば、先ほどから何回となく言われておりますように、この無籍織機が発生した原因というものは、いままで行政が手を入れて、具体的には繊維工業構造改善策の中で、きわめて零細企業であった二十台以下の保有者は制限の対象としておられない。したがって、そのときに登録漏れになった織機が現存することと、もう一つは、先ほど来から言われておりますように、過剰織機のスクラップ化ということで、政府の助成に

よつてなされておるにもかかわらず、完全にスク

ラップ化されておられ、スクラップ化するところか、むしろこれを企業が自分の下請化するために、いま保有者である下請零細業者あるいは家内工業的に五台、十台と納屋を改造してかまえてやっておるようなところに流しておる、こういうことが今日無籍織機が発生している原因であるわけです。したがって、そのような行政の手を

差し伸べてきた結果、現在なお無籍籍樑が現存しておる。これ以上その責任を政府は免れることができないじゃないか、こういうふうに思いますので、もう一度通産大臣のほうで、政府の責任であつた、通産当局としての手抜きであつた、こういう点をひとつ明確に大臣答弁としてお願いしたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 この問題は、なかなか因縁のある長い道のりの苦しい複雑な問題であったと思うのです。

それで、景気が悪くなると、ともかく構造改善をして整理をしなければ業界がやっていけない、みんながそう思つて構造改善に協力しよう、一生

懸命やろう。そういう気持ちになりますか。また今度景気がよくなると、もうけたいという連中も出てきて、親織やその他の中には、自分の破砕すべきものを破砕しないで回したと疑われるような

ものも出てくる。そのうち業者の内幕におけるものうけようという主義、利己主義というものがかなり原因にあるだろうと私は思うのです。

そういう利己主義が横行している限り、繊維業界内部における共存共栄の実というのとはなかなか

あがらない。今後LDC、発展途上国から追いつけられて、また将来不況がきたという場合に大騒ぎをするという現象が起こるのじゃないかと思うのです。そういう利己主義を絶滅しようといったって、一々刑事をつけて監視しておくというわけにはまいりませんのですから、やはり企業倫理というか、そういう団体法なら団体法をつくった精神ののちとして、みんなが協力してもらえろということをやらなければ官僚統制国家に日本は

なってしまうので、そういうことはわれわれは避けたいと思うのであります。だから、一がいに政府の責任、政府の責任と言われることは、私は当たっていないと思うのです。

しかし、団体法をつくって、それに基づいて監視したり、いろいろあれだけの罰則までつくられておるわけでありまして、そういうことをびしびしやらなかったという点は、あるいは政府の責任があるかもしれません。しかし、そのやれなかつたという理由もまた実際あるわけですね。中には、なりわいで困っているし、税金を現に納めているという人もおるのではありませんか、そういう生きているものを対象にしてやるという場合には、血もある涙もあるということも事実上行なわれるということは人間社会にはあることであります。だから、私は政府に責任が全然なかつたとは申しません。しかし、みんなが整理しよう、共存共栄でいこうということをきめたならば、その趣旨に沿って、やはり利己主義をみんなが捨てて協力しなければならぬのは成り立たないということも私たちは申し上げたい。正直者でばかを見た人はかなりいまでもいるのじゃないですか、現状においては、そういう点については、私たちが行政の手ばかりがあつたと反省しなければならぬ点もあると思います。

○和田(貞)委員 行政の手を差し伸べておられれば、いま大臣が言われたように、全く業者の利己的なところに責任を押しつけたらいいと私は思うのです。しかし、行政が手を入れておるわけですね。少なくとも金を出して機械をスクラップ化しようというところに行政が踏み切っているわけですね。ところが、その機械が完全にスクラップ化したかという確認を行政としてはとってないわけですね。言うならば、完全に火葬場に入れてもう死んでしまった、こういうことになっておられないから、死んだはずの機械がこうあちももちあちも化けてきておるのです。いま現在、私がこの話をしておる最中でも、二台、三台、どこから機械を持ってきて納屋へ備えておる様子が、こういう

うように準備をしておるところも、私の選挙区の大阪の泉州ではあるのです。そこらで、私が言っておりますように、政府の責任もというところば、やはり政府の責任がかくあらしめたという、こういう考え方にすなおに立つほうが私は当を得た答弁じゃなからうか、こういうふうに思いますので、しつこいようでごさいます、もう一度確認をするために御答弁をお願いしたい。

○中曾根國務大臣 繊維対策につきましては、国会の各党あげて全力をあげていろいろ知恵を出し合つて努力し合つてきたところでございます。それで、いろいろないきさつもございしますが、かなり巨額な国民の税金を使つて繊維業者のためにも国としては努力を傾けてきたところであります。

そういう点を見ますと、やはり繊維業者内部においても善意をもつて協力してくれようというものが前提になつて、あれだけの巨額なお金も国会は出していただいたのだらうと私は思うのです。そういう国民全体の期待を裏切るような行為が業界の内部の一部になつたといへば、もうけたいそれは結局どこからくるかといへば、もうけたいという利己主義からきているんじゃないでしょうか。それをびしびし取り締まるということはわれわれのほうの責任ではありましたが、その点はわれわれのほうに手落ちがあつたとさつき申し上げた。しかし、全部それがやりきれるかという、手数とかいろいろな面で、行政能力の面もあつて、人間も足りません。なかなかそれはできるものじゃない。結局その業界内部において自主調整、自主規律ということで約束したことはやつてもらうということではなければ、経済でも何でも成り立つものじゃないわけではございません。ですから、今後いろいろ繊維対策あるいはその他の対策が出てくるかもしれないが、何と云つたって、やつておる御本人同士が約束したことは守り、そして国民の中にそれらの仕事や商売が営まれていくという自覚を持つていただかないとこれはうまくいくものではない、そういうふうに申し上げたいのであります。

○和田(貞)委員 政府の責任とあわせて、金をもらつてスクラップ化しない機械を化けさせて、自分の企業の下請になる零細家内工業的にやつておるところにやらすためにその機械を流して、しかも、そこからその機械代を受け取つておる、こういう二重取りをしておる企業もまた責任を免れることはできないと思う。いま現在五台、六台、十台というように、納屋を改造して、そこで機械を稼働させて生業を営んでおる、こういう零細企業や家内工業をやつておる、農業を片手間にやつておるところがおりますが、これには何の責任もない、何の責任も押しつけることはできないと私は思うのです。しかも、昨年の通産省の通達を今度はたてにとりまして、工業組合が、各県では、業者に対してそれぞれ異なる働きかけをしておるとは思いますが、一般的に言えることは、この無籍機械の解消というところは国の施策であるんだ、そして通産省の指示によるんだ、こういうことばを使ひましたり、何月何日までに届け出をせよ、所定のかくかくの書類を出しなさい、そこまではいいといひましたも、この際、工業組合に入つておらない業者を組合に入れるための手段として、あわせて非組合員の方は組合に入る申し込み書を出しなさい、こういうようなことさへもやつておるわけなんです。しかも、そのような通達の中で工業組合がいつておりますのは、無籍機械についても、一定条件のもとに法的地位が与えられることになりました、こういうことばを使ひましたり、あるいは経済負担を産地とするために、一台につき五万円あるいは一台につき三万円という金額を明示している。これも組合の幹部は、通産省と金額の了解に達しておる、こういうようなことも言つておるわけです。

そういうようなことを見ますと、法的地位というものは一体何をさしているのか、こういうことを私は聞きたくなるくらいなんです。全くいま大臣が言われた業界、産業界といわれる組合の幹部を構成しておる大きな企業の独断というよりほかにはないと思うのです。昨年の暮れに出された

「無籍機械対策について」という通産省の通達をむしろ業界がこのように逆用している、こういうこともあるわけなんです。無籍機械の発生した原因と、あわせてこれらの大企業に対して、政府は今後どういうように対処していくかということについて、この機会に所見をひとつお聞きしたいと思うのです。

○齋藤(英)政府委員 ただいま「無籍機械対策について」という私どもの通達というお話でございましてけれども、これは十月二十五日付のものであろうかと存じます。これは通産省の通達ではございまして、事情を説明するための説明資料でございまして、それから二番目に法的地位のお話でございまして、たけれども、これはこの中にございまして、一応昨年の十一月一日に省令を改正いたしました、それでその省令の中に、届け出をすれば稼働を認めるといふことが書いてございまして、それをさしておそらく法的地位といつておるのではなからうかというふうにごさいます。

それからなお、お話にございまして、いわゆる機械を削減して経済的負担を取るといふこと、これは関係業界で自主的にきめられたこととございまして、先ほど御答弁申し上げたとおりでございまして、

○和田(貞)委員 時間が来ましたので、あとの質問者に譲りたいと思ひますが、残念でなりませぬ。いまの答弁の、法的な地位といつておる組合のこのことばの解釈、これについてももっと追及したいわけですが、あとの質問者に譲りたいと思ひます。

なお、私は、この機会に、先ほど申し上げたように、現在無籍機械を所有しておる零細業者には何の責任もないわけなんですから、この通達による処理はなくて、無籍機械にすべきである、こういうこととあわせて、この通達自身が内容にいろいろ問題があるわけでありまして、この通達は、現在のところ、たな上げという形になっておりますが、この通達を撤回する、そして無籍機械

機所有者に對しても、從來とってきたように、政府の責任において、国の措置によつて有籍織機にするように、私の立場から強く要望いたしました。私の質問を終わりたいと思います。

○浦野委員長 加藤清二君。

○加藤(清二)委員 私がこれから質問しようとしていること、さきの質問者が質問しましたこと、これは事重大でございます。ですから、大臣よく聞いていただきたい。これは業者の命にかかわる問題でございます。同時に、政治家の命に影響する問題でございます。

このことをあえて国内にとりますと差しさわりがありますのでアメリカにとつてみますと、アメリカが日本に向かつて繊維協定を結べと強要してきました。長年断わつたけれども、ついに前の佐藤内閣はこれに屈しました。なぜそうなつたかという、調べるまでもなく、これはアメリカの最大の業者であるパーリントン社のキャラウエーがニクソンの選挙のときに約束を取りかわしているのです。それをのまされてきたのだ。その結果は、日米協定でたいへんな束縛があらわれた。このことはもう古くて新しい問題であつて、戦後ずっとこの歴史を繰り返して繰り返している。だからこそ言えるのです。これは国際問題にまで影響する。やがて秋に行なわれるガットの問題にまで影響する問題でございます。したがつて、質問は非常に多うございます。たくさんあります。が、与えられた時間が余すところ三十分しかありません。したがつて、答弁のほうも解説する必要はありませんから、イニスカーノか、簡潔にお願いします。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕

そこで第一にお尋ねいたします。

本件に關しては、さきの国会で法律改正の場合に附帯決議がついております。この附帯決議の中には、「台帳を整備し。登録・無籍を明らかにするとともに、これが登録・廃棄・消滅等については適切な処理を行なうこと」とある。どういう適切な処理を行なわれたか、承りたい。

次に、ここから発生してきて、その処理のうちの一つに、繊維雑貨局第四十七年十月二十五日付の「無籍織機対策について」というメモがございます。これは通達であるのかないのか。この中に、やみ屋と称する人から金を取れと書いてあるのかないのか。金を取つたら、いま話が出ておりましたように、法的な保護を与えたと書いてあるのかないのか、まずそこから簡潔に答えていただきたい。

○齋藤(英)政府委員 お尋ねのございました附帯決議の適切な処理、ことに台帳のことでございますが、私も四十八年度に、従来は工業組合連合会にございましたが、これを通産省に置くようにというところで予算要求をいたしておる次第でございます。

それから第二番目のお尋ねでございますが、十月二十五日の「無籍織機対策について」というのが通達であるかどうかというお尋ねでございますが、これは説明の文書でございます。通達ではございません。

それから第三番目の金を取るということとそのほかとの関連の御質問がございましたが、このいわゆる説明文書、メモと申しますものの中にございますように、関係業界としてこれは自主的にやつておることでございます。文書の内容はそういうふうにして書いてございます。実際そういうふうにして考えております。

○加藤(清二)委員 附帯決議を受けてつくられたこのメモは通達でない、話の材料であつた、その中にはやみ屋と称する業者から金を取つてよろしいとは書いてない、金を取つたら法的な根拠を与えるとも書いてない、そう確認してよろしいですか。そこで、はいと言つてくれたらよろしいのです。

○齋藤(英)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○加藤(清二)委員 そうなつてまいるのが当然だと思ふのです。なぜならば、附帯決議には消滅等については適切な処理を行なえと書いてあ

る。金を取れとは書いてない。死んでいく人から香典を取れとは決して書いてない。そんなことは附帯決議にわれわれはうたつた覚えはない。次に申し上げます。ゆえにこそ——ちよつとこつちを見てもらいたい。こういうことになる。

〔加藤(清二)委員、資料を示す〕

みなさんよく見てください。私が出したんじやない。名前があえて控えますが、自民党の議員さんがおやりになつたことなんです。組合できめたと称する五万円絶対反対、総決起大会だ。これは社会党がやつたんじやない。こういうことをやられる。なぜそうなるか。先ほど申し上げたとおりだ。これは業者の命にかかわる問題であり、政治家の命にかかわる問題だから、こういうことになつてくるのだ。よく見てください。あえてこれをやられた人の名前は申し上げません。しかし、大なり小なりどの選挙区でもこれに似たことが行なわれておる。自分の命にかかわるから無理かかぬことです。したがつて、これはやみ屋の命だなどと簡単に片づけられる問題ではございません。

そこでどうです。いまてんやわんやになつてしまつては困りますから、これを何とか早く処理しなければならぬと私は思う。附帯決議にうたわれているとおり、適切な処理を行なわなければならぬと思ふ。

私は、さきの構造改善の法律が通つたときに、受け皿として適切な処理をするための法律、受け皿法律をつくらなければならぬと再三申し上げておつたわけなんです。大臣に承りたい。てんやわんやになつたこの状況は、ただ単なる繊維雑貨局長の通達とか、あるいは話し合いとかでまともなとお思ひになるかならぬか。もし附帯決議にうたつたとおり適切な処理をするとするならば、これは立法にまづけが早いではないかと私は思ひますが、大臣の御所見を承りたい。

○中曾根國務大臣 対策につきましても、いろいろ各地各地で利害も相反しておりましたし、またやつてゐることもまちまちのところもあるようでございますし、いまのような新聞折り込みみたい

なものが出てゐるという情勢がある程度実情も伝えております。そういうふうな現実の上に立つて、正直者がばかを見ないというふうな考え方やびなりわいというものを守つてやらなければならぬという、そういう基礎的な考え方、こういうものを生かしつつ、繊維業界内部における将来の展望も見て秩序をつくつていくという方策をどうすべきか、いま慎重に検討中でございます。各党派のお考えも承りまして、大体の方向もきめていきたいと思つております。その中には、もし要すれば立法ということも考えらるべきであるかもしれぬ、そう思つております。

○加藤(清二)委員 立法する用意がある、もちろんその前提が各党派の賛成、協力によらなければならぬことは、これはもう理の当然でございます。その立法は遠い先の話でございますし、それはもちろん国会にその用意があるとおっしゃいますか、いずれでございますか。

○中曾根國務大臣 目下政策を検討していると申し上げておるのであります。立法の用意ありというところまではまだ断言しておらないのであります。各党派の御意見もよく承つて、そして自分たちの最終的な考えをまとめていきたい。もし必要ならば立法も考えなければならぬかもしれない、ということの意味のことを申し上げたわけであり

ます。

○加藤(清二)委員 それでは、それぞれの党の政策が一致したならば立法というところまでいかなければならぬかもしれぬという、そういう前提に立てば、さきに行なわれました四十七年十月二十五日のこの話し合いのメモは、これは解消したということになりませんか。

○齋藤(英)政府委員 いま大臣が御答へ申し上げましたように、法律ということも考えられるというところからでございます。私も、かりにそういうことになりました場合でも、内容その他によりまして、通達ではございません、説明、メモとの関係がどうなるかということをもう一べん再検討したいと思ひます。

○加藤(清二)委員 スクラップ化しなければならぬのはやみの機械よりも、まずこの案件によつててんやわんやになつてゐるこの原案こそスクラップダウンさせなければならぬと思ふ。したがつて、こけんにこだわらずによりよい道を選んできく大臣がおっしゃったんだから、せめて省内ぐらゐはその気持ちで一致結束していただかないと、各党の政策はまとまりませんよ。

では、これはこういうふうな表現で聞きましよう。これは有効か無効か。特に五万円集めるとか十二万円集めるとかいうことは有効か無効か。こ

とばがいなければ、それは合法か非合法であるかというふうに承ります。

○齋藤(英)政府委員 経済的負担を徴収することについて、業界が自主的にやつてゐることにありまして、したがひまして法律上の基礎はないといふふうには承りません。

○加藤(清二)委員 法律上の基礎がないだけでなくて、もしも現在行なわれてゐることが次々と実行に移された場合には、法的基礎がないんじやなくて、違法の基礎がある、違法の疑いがある。なぜならば、それは局長のほうがよく御存じのはずなんです。日本の中小企業関係の法律にかかわらず、どんな法律でも自主的に定めることは自由であるけれども、自主的に定めることを員外に利用させたりアウトサイダーに強要するといふ、その法律の根拠が何法のどこにあるんですか。

ないんです。法学博士さんがそこにいらつしやるから、承つて組織局長聞いていらつしやない。そういう基礎がどこにあるか。ないことをあえてやるというならば、それは違法じゃないですか。法律にないことをやる。法律をつくらうからそれをやるならば合法でございませうけれども、法律の逸脱行為、これを違法というのじやございせんか。その違法を許しておいてよろしうございせんか。ここに指導性を發揮してもらわなければならぬところがあるでせう。大臣に承りたい。

○中會根國務大臣 両者があるいは関係者の中で

自由な意思でお互いが自主的にやるということとは合法であると思ひます。しかし、局長が申し上げましたように、それは法律の強制力を持つてゐるものではありせん。いま立法の問題にお触れになりましたけれども、この問題は、先ほど申し上げましたように、いまの通産省の説明の内容も含めて全体をどういふふうな処理していくかといふことで対策を検討中であつて、もうしばらく時間をかけていただきたいと申しておるのでございませう。

○加藤(清二)委員 自分の組合で定めたことを組合員外の他の者に適用するといふことは、アウトサイダー規制ですね。アウトサイダー規制は、許された範囲内、例外措置は別として、いま現在行なわれてゐるアウトサイダー規制は明らかに違法であると思ふ。組織維持局長どうですか。

○齋藤(英)政府委員 登録制に關しますアウトサイダー規制命令は合法でございませうが、経済的負担を強制的に徴収するといふことに關しましては、法律の基礎がございせんから、強制することはできないと思ひます。

○加藤(清二)委員 わかりました。では、違法であるといふことを認めていただきませう。ただし、このいわゆるやみと稱する機械、無登録をこのままに野放しにしておいてよろしいといふことにはならない。登録機械を持つてゐる人が無登録者を強制することもできぬ。その反面、どんなふえていくこの無登録機械をそのまま野放しにしておくといふことも、これまた怠慢のそしりを免れないだらうと思ひます。

さて、そこでこれを処理するにあつて、附帯決議にも適切な処理をせよとあるから、仕分けをして考えなければならぬ。ただ、やみという名前のもとに十ば一からげにしているから暗中模索になつてしまふ。一体やみとは何ぞやという問題と、先ほど来論議されました発生履歴、これを通産省はつづきに調査してみえと思ひますが、承りたい。

第一回の規制措置、小室案と言つたほうがわか

りやすいから申し上げますが、小室案の場合に、なりわいを妨げるというので、社会保障的觀念から、コトンを二十台以下は適用の除外をするといふ条件を適用したことを覚えておきます。

そのときに適用除外であつたがゆゑに、どうなつたかといへば、政府からの恩恵は受けておりました。そのかわり、その時点において組合員でもなかつた人たちは登録といふこともなされてい

な。それはすなわち手続の不備によつて無登録が生じたわけなんです。この問題は一体どつちが悪いかといへば、手続を十分に守つた施策のあやまちである。私はそのときに火葬場論を論じた。きつちりしないといふために、方法、手段

は火葬場論がよろしいと言つた。しかしそれは、野党の悲しさ、取り上げられなかつた。これは一体どつちが悪いかといへば、やみ屋が悪いわけ

じやないのです。手続の不備なんです。行政の不備なんです。第一回、小室案はアメリカから強制されて制限をしたのですから、これはやむを得ない。大急ぎでやつたことだからやむを得ないとい

へば、手続の不備によつて生まれた私生児は当然認知すべきである。これが理の当然であり、日本の慣習にもかゝつた行き方だらうと思ふ。これについてどう思われるか。

次に磯野案のとき、乙竹案の場合、このときに、スクラップダウンせずに、いま和田委員から質問がありました。ダウンするための金を政府からもらつた。しかしそれをつぶさずによそへ持つていつて売つた。こういうケースがございませう。この場合はどつちが悪いのか。買ったやみ屋と称せられる人が悪いのか、売つた側が悪いのか。もし金を徴収するとするならば、いづれから徴収したら正しいとお考えなのか。

しかし、この時点においては、特定組織でございしましたがゆゑに、ウールだけはその範疇の中に入つていなかったのです。それはアメリカからの圧力のかかり方が少なかつたから、これは除外された。だから、除外されたものはこれはやむを得ない。さて、その対策はどうなさるか。あと、最後の構想以後、にわかに集落的にやみがふえております。それは先ほど大臣がおっしゃつたように景気がよくなつたから。その景気がよくなつたのが、いなかの山村のひなびたところにガチャ万コ千が行なわれるようになった。そのお百姓さんたちは、そんなものを買ふ金もなければ技術もなければ、何も知らぬところなんです。ただあるのは農閑期の労働力なんです。これを目当てに、名前はあえて控えますけれども、いわゆる大紡績や産元が一括して持つていつたので、このやみは一体どうするか。こういうふうな仕分けをして、それぞれの発生原因と特性に合つた措置をとらなければ、これは隔靴搔痒の感と言わなければならぬ。以上についてどうお考えでせうか。

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。先生御指摘の第一点でございませうが、私も、この点につきましては、いま調査を進めております。したがひまして、いま明瞭に結果を御報告申し上げる段階にまだなつておりませんが、いろいろ機械の封印あるいは生産数量に対する制限につきましては、ある台数を控除してやつたという実績はございませう。

それからなお、それ以外のいろいろお話がございまして、私も実情として、ある部分については、あるいはそういうものもあつたかもしれないといふふうにご考へます。先般来申し上げておりますように、時代の移り変わりに従ひましていろいろこれは原因がございませうので、その辺は、なお私も研究をさしていただきたいと存じます。

○加藤(清二)委員 そこで、附帯決議に沿つて局長が行なわなければならぬ案件の一、二を取り出して申し上げます。

やみの配置図というものができていますか。その台帳がどこにありますか。やみの台帳がもし組合に於て通産省にないとするならば、無登録無登録といふけれども、無登録なのは通産省のほうであつて業界ではないといふことになる。まず通

産省から登録を始めなければならぬということになる。それをひとづせひやっておいていただきたい。これはもうこの前の法案のときに私は申し上げておいたのです。それでなければ真相はつかめないのです、あなたまかせでは。

次に、第一次案、小室案で対象を除外されたものの、第二次以降のスクラップダウンされたものがどう変化し、位置を変えていったか、これの追跡、おそらくこれもあるでしょうから、答弁の必要はありません。時間がございませんので、資料として提出願いたい。

それから、もし可能ならば、いま申し上げましたように、やみの発生はいろいろあるけれども、やみの機械をだれが売ってだれが買つてという、その行々を調べておいていただきたい。なぜかならば、これは決算委員会の問題としてという声がどこかにあるからでございます。これを資料として御提出願いたい。

次に、私はあと時間がもうありませんから簡潔に言いますが、基本的にいうならば、なぜやみが発生したかといえは、発生の原因は、生んだ親が自己の欲望を満足するために生んだのだ。したがって、ほんとうにやみが悪であるという立場をとり、それをいけなとするならば、親をつかまえたほうが早い。どうしてかということは、親から材料をもらって委託加工をしているだけなんだから、これは糸を与えなかつたら仕事ができなから、だから、やみがいけない、やみがいけないと一般にいわれますけれども、もし悪とするならば、それは悪いのはやみ屋でなくして、親のほうに糸を与えておるからやみ屋が永久に生きていく。元を押えたらいいのです。

さて、しかしどうしてそういうことが行なわれるのだからかといえは、存在価値と存在の理由があるからだ。そこで承りたい。大蔵省、このやみと称するものが営業を営んで収益をあげますが、そこから税金を取っておりますか、おりませんか。

○津島説明員 いわゆる無籍織機から生ずる所得

と、その課税状況でございますが、御承知のとおり、事業者は、その事業態様のいかんにかかわらず所得がある場合には法人税または所得税が課せられるたてまえになっておりますので、課税をいたしております。

○加藤(清二)委員 税金は取っている……

自治省にお尋ねする。税金を取っているかいか、いとすればどういう税金を取っているか。

○小川説明員 地方税としましては、住民税、事業税、それと固定資産税、それから大蔵省から御説明ありましたように、償却資産に対する固定資産税は、一月一日現在において対象となる償却資産に対しては一律に課税いたしております。

○加藤(清二)委員 大蔵省にお尋ねいたします。中小企業が設備を変更した場合、いま固定資産税ということばが出ましたが、その固定資産を破壊した場合、私の過去の記憶によれば一千万円以上の破壊をしたときには大蔵省がそれに立ち会わなければならぬ、そしてなるほどこれは固定資産を削ったのだ、あるいは固定資産をふやしたのだということ、実物を見てかけなければならぬこと、一般的に一千万円の場合に立ち会うというようなことはいたしておらないと思ひます。

○津島説明員 詳細は調査させていただきますが、一般的に一千万円の場合に立ち会うというやうなことはいたしておらないと思ひます。

○加藤(清二)委員 固定資産がふえたとか減ったとかがゆえに、固定資産税がふえたとか減ったとかという問題になる。その固定資産税をかけるときに、あなたたちは現物を見ませんか、見ますか。現物を見ずに、やみくもに税金をかけるのですか。

○伊藤田説明員 お答えいたします。確認をしないで税をかけるか、かけないかというお話でございますが、大蔵省の所得税あるいは法人税の関係におきましては、もし固定資産の減失等がございしますれば、その事実の確認、あるいは現場にそれら当たりませんでも何らかの方法でそれを確認、あるいは帳簿上の場合でもその心証

が得られる場合には、これについて減失損を立てることを認めているという扱いだと思ひます。

○加藤(清二)委員 そういふことをやっているから幽霊が出るのですよ。

大蔵省にお尋ねする。自治省にも同じことを質問する。スクラップダウンしたというが、ダウンの実績を調べられたことがございますか。

○津島説明員 国税庁としては、そのような数字は把握いたしておりません。

○加藤(清二)委員 数字じゃないんだ。スクラップダウンしたその荷姿、それを調べたことがあるかないかと聞いておる。それは固定資産の消滅につながる問題だからです。

○伊藤田説明員 国税の執行の問題でございますから……(加藤清二委員「あるか、ないかと聞いておるだけだ」と呼ぶ)固定資産の一般の場合にいては、確認をしている場合と、してない場合がございしますが、いずれも抽象的な意味では確認を行なっております。

○加藤(清二)委員 私が聞いておるのは、通産省の命によつてスクラップダウンが行なわれた、それを確認したことがあるかないかと具体的に聞いておるのであつて、抽象論を聞いておるのではない。あるか、ないか。ないから、そういうスコラ哲学をひねくり回さなければならぬわけで、時間かせぎになる。

次に自治省、いまの問題、調べられたことがあるか、ないか。

○小川説明員 私たちのところで直接にそれを調べたことはございしません。

○加藤(清二)委員 このほうが正直でけっこうです。それはそれだけの員数がない、設置法で行政官管理庁からそれだけの員数がもらえないというならば、ばくはあえて過去のその責任を問おうとはしてありません。しかし、そうなつてくれば、やみの発生をしたところの責任、税金を取る側は、その実態を把握して税金を取らなければならぬはずなんです。収益のないところから、あるいは固定資産のないところから税金を取るわけにはい

かぬはずなんだ。それをあえて行なっている徴税官のほうにも責任があると言わなければならぬ。これは、いずれ時間のあるときに追つて詳細あれします。

次に、労働問題についてちよつとお尋ねしますが、やみの生きる原因の一つに、労働基準法違反があると思ひます。労働基準法違反をすればこそ、低コストで生産が行なわれる。このことは、なぜ私が言わなければならぬかといふと、アメリカとの繊維協定の場合に常にいわれることは、レーバードンピング、チープレーバードンピング、どこにそのチープレーバードンピングのレーバードンピングの最たるものがあるかといえは、それはやみのところなんです。それがやがてアメリカにも聞こえていつて、こういう不平等なことではけしからぬ、だから、日本のオール輸出についてまで制限をというこの事実、通産省がよく御存じのとおりなんです。だから、私はこれは悪だと思ひます。やみの業者が悪であるとは思ひたくないけれども、行なっている労働基準法違反は悪であると思ひますが、それを監督なさる労働基準局、どうお考えですか。

○稻村(佐)委員長代理 加藤清二君、まことに申しわけないですが、時間が参りました。

○吉本説明員 先生のおっしゃるとおりでございます。最低労働条件を確保するということは、私たちの任務でございます。したがって、それそれの企業においてそういうことが守られるように私どもの監督をきちつとしておる次第でございます。また、そういう問題についてのいろいろな情勢があれば、それに基づいての監督も実施しておるといふような形で実施をやっております。

○加藤(清二)委員 残余の質問は、次に時間を与えられたときにいたします。

○稻村(佐)委員長代理 野間友一君。

○野間委員 きょうは、無籍に関する質問が非常に多い。ちよつと私で五人目なんですけれども、私は、全国におられる無籍業者二万、台数にいた

しますと十二万六千台、比率が一八%、この業者の立場に立つて、通産大臣並びに当局に対して質問を行なうものであります。

まず初めに、経済的負担の問題についてお尋ねするわけですが、三月三日に、わが党の荒木議員の衆議院予算委員会分科会におきましての質問に対して、通産大臣並びに局長も、その経済的負担については、法令上の根拠がないのだ、これを明確に答弁され、また、いま同僚議員の質問に対して、法的強制力はないのだ、こういうふうにお答えになったわけですが、それでもなおかつ、各工連が通産省の指示、こういうふうに称しまして、いろいろな文書が無籍の業者に出してある。この事実についても、三月三日に荒木議員のほうから質問がなされたわけでありました。こういう事実について検討したいとたしか大臣が答弁されたと思うのですけれども、要するに、根拠のないものについて、なおかつ通産省の指示に基づいて、このような経済的負担を課すのだ、こういう種類の文書があらちこで流されておりますけれども、これを直ちに撤回する必要があるというふうに私は思うのです。先ほどからいろいろ言われておりますけれども、この経済的負担の点について業界が非常に混乱しておる、特に無籍業者が非常に困惑しておる、こういう事実をすなおに認め、そうして直ちに各工連あるいは産地組合に対して、撤回するように行政指導を行なうべきである、このように思いますけれども、御答弁願いたいと思います。

○齋藤(英)政府委員 先ほど御答弁申し上げておりますように、経済的負担の問題に關しましては、法律の根拠がないことは御指摘のとおりでございます。その後、私どものほうとしましては、各工連あるいは産地組合がそういうようなことをしているということは実は聞いておらないわけでございます。

○野間委員 この前の分科会の際にも局長、あなたはあったでしょうが、その中で荒木議員のほうから具体的な質問をやっておる。知らぬという

ようなばかなことをこれは言わせません。どうですか。

○齋藤(英)政府委員 経済的負担の問題に關しましては、三月三日に御質問がありましたことを私ももちろん十分承知しております。私がいま申し上げましたのは、三月三日以後においてそういう事実はないのではないかとこのことを申し上げたわけでございます。

○野間委員 私が申し上げたいのは、こういう文書が依然として生きておる。これは工連あるいは産地組合によって取り消しがなされてない。そこで私が申し上げたいのは、このような事実違反する文書を工連あるいは産地組合が出してある、これを直ちに指導機関としての通産省、局長、あなたが撤回するように指示するのは当然じゃないか、このように言っておるのです。どうですか。

○齋藤(英)政府委員 文書の内容で、強制的にそういうものを員外者に対して強制するといふような文書がありましたら、これは私もとして考えなければいけないと思います。

○野間委員 考えなければならぬということはどういうことですか。具体的に答えてください。時間がありますから、簡潔に。このような経済的負担、これが確認とかあるいは届け出、この条件になつておる。通産省の指示に基づくものだ、こういう文書が幾つかある。これは単に組合だけではない。たとえば、ここに持つておる愛知県商工部長から各市長、事務所長あての文書の中にも「この措置を実施するため標準機械一台当り五万円」の経済負担を課するなどの指導が行なわれることになつております」といふ、こういう文書すらあるわけですか。あなたのほうで知らぬとは言いません。こういう文書について、あなたは検討するのじゃなくて、直ちにこれを撤回するように指示をすべきである。もう一度答えていただきたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 いまお話のございました愛知県知の文書を私は見ておりませんが、文書の

内容に、員外者に対してもそういうことを強制するような文書がありましたならば、それは撤回させるようにいたします。

○野間委員 それからもう一つ具体的に、これは岐阜県毛織工業組合から、昭和四十八年一月一日発の、事業所各位殿、この文書の中に「尚、この手続きは通産省の指示でありますから期限後の受付は出来ません。」これはいろいろ前にも文章がありまして、これも、「毛織機届出書並に経済負担金納入ご通知」といふ種類の文書ですが、これにも明確に、通産省の指示に基づくものだ、こういう記載があるわけですか。これについても当然あなたのほうで撤回を指示すべきである。一々具体的な例をあげるまでもなしに、通産省当局としては、こういう具体的な事実について、指導機関として握つておるわけだから、早急に検討して、これをすぐ指示し、そしてこの無籍業者、業界に混乱がさらに助長されるということのないように、嚴重にあなたのほうですべきである、こう思ひますけれども、どうですか。

○齋藤(英)政府委員 ただいまお話がございましたその岐阜県でございますが、この文書、私も承知をいたしております。したがって、現在私どもとしてはいろいろ総合的な対策を考えているところでございますので、そういう問題に關しましては一時停止をするようにするのが適當であるというふうに考えております。

○野間委員 こういう文書を事実上反するから撤回するように指示をせよ、こういう要求です。もう一ぺん答えてください。こんなことで時間をとつてはしょうがない。

○齋藤(英)政府委員 私どもいま申し上げましたように、経済的負担を員外者に対して強制するようないふ内容でございましたら、それは直ちにやめるようにするのが適當であると思ひます。

○野間委員 適當であるじゃなくて、もう少し正確に答えてほしい。撤回するように私のほうでやります、どうしてそれが答えられないのですか。

○齋藤(英)政府委員 現在どういふふうにするか、これは私もとしても部内で相談をいたさなければいけない問題でございますから、私としましてはまいどうするといふことは正確にはお答えできません。ただ、いまお話し申し上げましたように、そういう員外者に対して云々といふことに関しましては、これはそうするのが適當じゃないかと私の意見を申し上げたわけでございます。

○野間委員 その点について、大臣の答弁を求めます。

○中曾根國務大臣 局長と同じであります。

○野間委員 そういうようなことじゃ困ります。それでは質問を進めます。

告示の問題について聞きますけれども、いわゆる届け出期間の告示ですね。いまの時点では、まだこの点についての告示はされていないわけですが、これについて一体予定はどうなつておるのかというところが一点。

それから、この点についても、告示がないのに、各産地組合、工連が一方的に告示期間をきめて、この告示期間に届け出をしなれば完全な無籍になる、こういう文書をあらちこに流しておるわけですが、この点についても、これは明確に通産省が届け出期間の告示をしていない時点において、虚偽の文書を出しておる。これについても直ちに各産地組合あるいは工連に対して指示を撤回し、そしてこれを業者徹底するように、あなたのほうでやるべきだと考えますが、どうですか。

○齋藤(英)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、届け出開始の告示を出しますにつきましては、各般の事情をいろいろ考へて、先行きの問題については検討しておるということをおし上げました。したがって、いまのところ、告示を出す予定は、私のほうではまだ正確には考えておりません。

それから第二番目の、業界でその告示を云々といふお話がございました。これが私どもが去年の十一月に改正をいたしました省令の附則に基づ

告示の期間を業界がもしかってに言っておるのであります。それは撤回させるのが適当であると思います。

○野間委員 具体的にいまここに文書がありますけれども、一つは岐阜県のやほり毛織工業組合、それからもう一つは、尾西毛織工業組合理事長からですけれども、この内容を見ますと、二月十六日から三月十五日までが通産大臣あての届け出期間——これはもう過ぎたわけですが、その予定だ。したがって、それについては二月二十八日まで経済的負担金を納入してくれ、こういうふう書いてあるわけですが。こういう文書は幾つかあるわけですが、これを早急に検討して無籍業者がさらに困惑を助長するということのないように、いま答弁がありましたから、その点についてあらためてまた確認しておきたいと思えます。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

それからさらに、アウトサイダーの組合加入の問題です。これについてもかつてに届け出期間をきめて、届け出をする場合には、組合に入っていない者については組合に入ることが条件である。こういう文書があるわけなんです。ここに一つ持っておるのは、尾西の毛織工業組合理事長小川四郎兵衛から出しておる書類であります。こういうふう書いてある。アウトサイダーの方は工業組合加入を条件としますので協力下さい。ここにちゃんとある。あなたが知っておるかどうか。こういう文書が回っておるわけですが、もしこれが事実だとすればたいへんなことになる。これはいまのところまだ加入命令は出ていないわけですが。したがって、これについても撤回すべきであるとあなたのほうで強力に指示するべきである、こういうふうにお考えですか。

○齋藤(英)政府委員 ただいまお話がございました。二月十六日から三月十五日までに告示の予定である云々というところは、全くそういう事実はございません。したがって、もしそういう告示の予告期間と何か関連させておることがあるならば、その内容自体が誤りでございます。

ば、その内容自体が誤りでございます。

それともう一点の組合加入の点は、組合がいろいろな方に組合に入れというふうにいるいろいろな方に組合に入れというふうにいるから、それはそれでいいと思いますが、ただ、それが届け出云々に関連をしておるとすれば、これは行き過ぎではなからうかと思えます。したがって、私のほうは、そういうふうなものを一切見ておりませんけれども、内容を見まして、先ほど答弁いたしましたような趣旨で善処したいと思えます。

○野間委員 善処というのは、これは違法だから取り消すように各業者に徹底させ、こういうふうにして理解してよろしいですね。

○齋藤(英)政府委員 いま申し上げましたように、私どもはその文書の内容を詳細検討いたしましたから、その措置をきめたいと思えます。

○野間委員 それじゃこの点についてはまた時間の関係で次にお聞きしますけれども、次は、去年の六月に、当時の政務次官が談話を出しておるわけですね。「六月末の基本方針」という談話、これによりまして、「生計を立てるに必要な限度において、稼働する状態に凍結し、計画的に漸次これを減少させてゆく」という実質的な処理方法をとる。このうち「生計を立てるに必要な限度において」というこの点について、これは具体的に企業何台というふうに想定しておるか、各業種ごとの必要台数、これをひとつ明らかにしてほしい。

○齋藤(英)政府委員 政務次官の談話の要旨をいま御指摘になったと思えますが、これは私どもの態度の一般的な方針を示しておるのでございまして、したがって、ここに書いておられます趣旨は、やみ織機というものは本来違法なものであるからして、これを一律に絶滅するということが望ましく、いろいろなそういうことを考えまして、いま直ちに生産活動をやめさせることはしない、そういう理由をここに書いてあるわけであ

ります。したがって、私どもとしては、本件につきましては、一応これは十一月一日の省令を改正して稼働だけを認めるという状態を考えたいわけでございます。

○野間委員 いまやみ織機という表現があったと思えますけれども、あなたのほうでやみ織機という言葉を使うのですか。これは登録織機に対する無登録あるいは無籍、これが通産省の文書全部に書いてある。やみ織機とは一体何ですか、取り消してほしい。

それからもう一点、私が聞いておるのは、この次官談話の要旨ですが、「生計を立てるに必要な限度」この記載にあるわけですね、言っておるわけですが。言っておる以上、これに対する具体的な内容がなければだめだ、そういうことになりまして、ですから、具体的にどのようなものを想定して、この談話になったのか。その点についてお聞きしておるわけです。

○齋藤(英)政府委員 ただいま先生の御指摘がございまして、やみというところば不適当であるというお話がございましたので、私どもも公的な用語としてはやみというのを使っておりません。したがって、それは訂正いたします。

それから、二番目にお話のございました「生計を立てるに必要な限度において、稼働する状態に凍結し」といいますのは、ここに言っておりまして意味は、稼働だけを認めて、賃貸、移動その他は認めないという意味でここに言っておるわけでございます。要するに、生産活動だけを認めるといふ趣旨がこの趣旨であろうと私どもは考えております。

○野間委員 質問をよく聞いてほしいのですが、そうじゃなくして「生計を立てるに必要な限度において、稼働する状態に」云々、つまり「生計を立てるに必要な限度」ということは、無籍を持った業者が生活する、それに必要な限度という趣旨で使っていると思うのです。だから、どのように考えているのかということ具体的にお答えできませんか。

もう一点関連してお伺いしますけれども、無籍業者、これは賃機業者、零細業者が多いわけですが、労働の実態等についてあなたのほうでは把握しておるかどうか、どうですか。

○齋藤(英)政府委員 いま再三お尋ねがございまして、「生計を立てるに必要な限度において、稼働する状態に凍結し」ということでございまして、そういう「必要な限度において、稼働する状態」というのを、私どもは、通常でございまして、これは移動、賃貸その他いろいろ認められるわけでございますけれども、それは認めないということで、単に生産をするという状態だけを認めるといふことを私どもは考えまわりましたので、こういう表現にいたしましたわけでございます。

それから二番目の労働問題でございますが、私どもはもとより、もちろんいろいろのことを知っておりますけれども、具体的にどういふことであるか、私ども御質問の趣旨がわかりかねますので、一般的にある程度は知っておるという程度でございます。

○野間委員 それではひとつ私のほうで資料がありますので、特に大臣に実態を聞いてほしいと思うのです。

ここに愛知の一宮民主商工会の繊維部が、四十六年の十一月にアンケートをとりまして集約した資料があるわけですが。これは二百三十企業を調べておるわけですね。これによりまして、事業主の年齢が平均四十一・二歳、営業年数が平均十一・九年です。しかも、この中で二十年以上というものが三十二軒、一四・四%。十一年から二十年というのが六十九業者、これは三〇・〇%です。五年以下が九十一業者、四〇・〇%。非常に長い。それから織機が、これは一宮に関するものでありますけれども、登録が三五・〇%、それからそのほかに認定、これはあとでまた問題にしますけれども、いわゆる認定書を発行した織機が二・〇%、百三十三台。それから無籍が四四・〇%、二百八十台。さらに一業者の平均所有台数が二・七台、まさに零細なんです。

ね。それから従業員の平均が二・二人、稼働時間は一日平均が十四・五時間、たいへんなことなんです。最高は十八時間。

その中で、一体工賃の関係はどうなのか。織機一台月平均六万四千二百二十円あがるわけです。それで、この点について平均従業員の数で八時間労働で計算いたしますと、概算で一人当たりの工賃が月二万六千円、まさに朝は朝星、夜は夜星で、朝から晩まで寝ずに働いて、しかもその結果が何と一カ月一人当たり二万六千円という非常に深刻な中でいま暮らしておられるわけです。

こういう実態を考えた場合に、この実態からしても、これはあとでまた触れますけれども、削減の問題、こういうものはどうしてありやうがな。こういう業者についても削減するということには、まさに業者に死ねというにひとしい。こう思うわけですね。こういう実態について、私がいまアンケートの結果を述べたわけですけれども、大臣、どう思いますか。

○中曾根国務大臣 よく拝聴いたしました。もしそれが事実であるとする、かなり低賃金であるように思います。

○野間委員 ですから、そこで出てくるのは工賃アップ要求ですね。これが二百二十二業者、時間短縮が百六十八業者、その他幾つかありますけれども、この要求からしても、いかに長時間労働と低加工賃の中で業者が苦しんでおるかということが明らかにしておると思うのです。したがって、こういう実態を踏まえて、この無籍業者の施策についても考えなければならぬ。その点を私は強く要望するわけでありませう。

次に、二五％削減、五年間でこれだけ減らすという点について質問するわけですが、それ以前に、確認の問題について触れておきたいと思ひます。御承知のように昨年の十一月一日付の五百五十七号告示、これはずっと以下ありますけれども、五百五十七号告示というものは、綿スフに關する告示ですね。この中で、日本綿スフ織物業組合連合会、工連の確認を受けること、それから

ら施行時の織機が四十七年六月十日以前に設置されたものであること、これがいわゆる調整規則附則第七項に基づいた基準である、こういう告示があるわけですが、ここで聞きしたいのは、その確認の内容、これはどういふものなのか、ということを答えたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 いまあげられた告示の要件として、六月十日以前に稼働しておること、稼働でありましたか、あるいは設置してあることという点についての確認を受けるという意味でございませう。

○野間委員 そうしますと、もう一度確認しておきますけれども、四十七年六月十日以前に設置されたものであること、それから施行時というのは四十七年十一月一日になつておるもの、すけれども、現在で現に設置されておるもの、こういう事実を工連が確認する、こういうことですね。確認の内容はそういうことですね。

○齋藤(英)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○野間委員 それ以外には、確認の内容としてはありませんね。

○齋藤(英)政府委員 私どもそれ以外はないと考えます。

○野間委員 そうしますと、経済的な負担ですね、これは確認の条件でもなければ、届け出の条件でもない。こういうことになりませう。

それから削減計画、これについても確認について聞きますが、確認の条件ではない、これはあなたの答えから当然出てくるわけですが、どうですか。

○齋藤(英)政府委員 ただいま申し上げたとおりでございます。

○野間委員 とこが実際に経済的な負担、とりわけ先ほどから申し上げておりますように、これを条件にしなければ確認をしない、こういう文書を工連、産地組合が業者にあちこちまいてゐるわけですね。そうすると、これらの業者の行為は違法だ、条件になつていないわけですから、確認の

内容としては、先ほどから言つておるうちに、単に昨年六月十日以前に設置されたものである、それから昨年の十一月一日に現にこれが設置されて稼働しておる、こういうことだけですから、こういうことは違法になるわけですね。ところが、そういう違法な行為を堂々と工連がやっておる。産地組合がやっておる。これについても、あなたのほうでこれは条件でないといふれば、当然そのような違法行為をやる産地組合、工連に対してきびしく行政指導をして、このような違法行為、法律に反する行為はやらさぬ、そういう指導をすべきだと思ひますが、どうですか。

○齋藤(英)政府委員 業界が出しております通牒と申しますか、通達と申しますかよく存じませぬけれども、内容を見ておられませんけれども、内容をよく見ましてから私もよく検討をさせていただきます。

○野間委員 それから通産省は御存じですか。各工連が、たとえばこれは毛織りの場合ですけれども、毛織機届出書それから確認申請書、こういう書面をつくつておられますけれども、こういうのは御存じかどうか。これには様式の十三と十四、こういうのが印刷してありますけれども、これは通産省が統一的にこういうサンプル文書をつくられたものであるかどうか——見せましょうか。

○齋藤(英)政府委員 そういう文書は存じておりません。

○野間委員 そうすると、あなたのほうでは、届け出あるいは確認のこういう様式というものをつくつて、工連とかあるいは産地組合におししたことはない、こういうふうな理解していいですか。

○齋藤(英)政府委員 いまの例、私、存じませぬけれども、現在告示も出ていないわけではございませうからして、そういうことはございませぬ。

○野間委員 もうあと数分しかありませんのであと一、二点お聞きするわけですが、いわゆる二五％の削減の問題についてですけれども、これは工連が自主的にきめられたものであるのか、あるいは通産省がそういう指導をしたものであるのか、先

ほどからも質問が出ておりましたけれども、もう一度答えていただきたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 業界が自主的にきめたものでございませう。

○野間委員 その点が私は解せないのですが、あなたのほうで四十七年十月二十五日に「無籍織機対策について」という先ほどから出ております文書があるわけですが、同じ四十七年十月「無籍織機対策について(案)」という繊維雑貨局から出しておる文書があるわけですね。これによるとこういうことが書いてある。これは二ページです。「具体的措置は、現在政府部内で調整中なのでその調整を終え次第決定し、来たる十一月一日から実施することとしているが、対策の骨子は次のとおりである。」こういうことの中でこういう記載があるのです。「第一次計画として今後五年間で無籍設備の四分の一を次の方法により産地組合の責任において解消させることを条件に無籍設備を凍結する。」これは通産省の方針としてちゃんと書いてあるわけですね。あなたは先ほどから、これはあくまで産地組合あるいは工連が自主的にきめたものである、こういうふうに言つておられますけれども、これは事実全く違ふやうありませんか。——見せましょうか。

○齋藤(英)政府委員 その内容の文書を私もつまみわけましておられませんけれども、私が先ほどお話をいたしました十月二十五日の文書にも明瞭に書いてあると思ひますが、私も私もいたしつては、四分の一、二五％を減らすということにつきましては、業界の自主的なやり方であるというふうに考えております。

○野間委員 いまあなたはその文書を見たでしよう。この三ページのところにちゃんとあるでしよう。どうですか。ちよつと見て正確に答えてください。

○齋藤(英)政府委員 ただいま見ましたけれども、うちのほうの部内の案として一応いま御指摘のことが書いてある、これは事実でございます。

したがって、これは私どものほうの案の段階ではそういうことがあるいはあったかもしれない。せん。

○野間委員 それじゃこれで一応質問は保留して……。

○浦野委員長 近江已記夫君。

○近江委員 きょうは非常に限られた時間でありますので、何点か伺いたいと思います。

無籍織機の問題がずっと出ておるわけですが、無籍織機所有者に対して一台当たり五万円を出させる、これによって組合が無籍織機を買い上げ破産する計画のようであるわけですが、これは政府の方針であるかどうか、計画の内容を明らかにしていただきたいことと、どういふような法的な根拠で行なわれておるのか、この二点につきまして伺いたいと思います。

○齋藤(英)政府委員 二五%削減の問題につきましては、これは業界の自主的な措置としてやっておることは申し上げたとおりでございます。したがって、逆に申し上げますと、これは法律的な基礎がないということでございます。

○近江委員 いまこの無籍織機が十二万六千台とか、この実数というものがはっきりと把握はされておらないようですが、通産省としては、この数はどのくらいと見ておるのですか。

○齋藤(英)政府委員 私どもが国会の附帯決議に基づきまして昨年の五月十一日から一カ月間かけて調査をいたしました結果、いま申されましたおむね十二万六千台という数字を把握したわけでございます。

○近江委員 この無籍織機の問題は商工委員会におきまして何回も問題にもなっておりますわけですが、いずれにしても、細々と一台、二台で生計を立てておる、まことにそういう立場の零細業の人がほとんどであります。そういう点におきまして、これはもう深刻な生活防衛の問題でもあるわけですから、そういうことで通産省のそういうやり方というものが非常に大きな圧力になってきておるわけでございます。先ほどからいろいろな質疑も出ておるわけですが、通産省としては、こ

ういう人たちの生活を守るといふ観点より、何とか早くつぶしていききたいというように非常に冷酷な姿勢が映っております。こういう零細業者のあり方につきまして、政府としてどういふ姿勢で臨むか。やはりあなたの方の零細業に対する根本的な考え方が一番問題だと思うのです。こういう零細業者についてどのように考えていますか。

○齋藤(英)政府委員 無籍織機を持つておられる方は零細業者がかなり多いということは事実でございます。したがって、私どものほうの方針といたしましては、無籍織機自身は本来はアウトサイダー規制命令の違反でありますから、冷たくいえば、法律的には何らかの方法でなくすということが出てくるだろうと思います。しかしながら、いま御指摘がございましたような各種の点をいろいろ考えまして、これを私のほうとしては一挙になくすということとは考えずに届け出を受けました織機につきましては、これは稼働を認めるという方針で対処したわけでございます。

○近江委員 こういう零細業者の保有しておる台数につきましては、ほぼそれだけの実数も握っておるわけでありまして、これ以上拡大するということとはまずないと思うのです。そういう点におきまして、条件なしで登録織機と同じようにしてあげるといふ考えはありませんか。

○齋藤(英)政府委員 今後の問題につきましては、私ども各般の事情をいろいろ考慮して対策を考えておるといふことは申し上げましたとおりでございます。付言をいたしますならば、これは調査をいたしましたように、有籍のと申しますか、登録織機の台数というのはおおむね七十万台くらいでございます。したがって、その七十万台くらいございます登録織機を持つておられる方の御意見も十分聞かなければいけないと思ひますし、かつまた、いまの零細業者の立場も十分考え、双方いろいろ考えまして建設的な方向で対策を考えたいというふうに考えている次第でございます。

○近江委員 それで無籍織機のきわめて零細な業者、こういうところに対する特に政府系の金融機

関の融資というものが非常にしぼられてきておるわけですね。こういう点につきまして、政府として締め上げの方針を出しているのと違ひますか。そういうことはありませんか。

○齋藤(英)政府委員 政府関係金融機関の融資につきましては、登録をしない織機に対してしましては、これは対象といたしておりません。

○近江委員 そういうように金融機関におきましても、すべてそういう条件のもとで融資を続けていかなければならない、そういうきわめて苦しい立場にいるわけですね。私が先ほど申し上げたように、これ以上台数も拡大することは考えられないわけでありまして、やはり金融とか、そういう点におきましても十分な配慮をしてあげることが非常に大事だと思うのです。政府系の金融機関におきましても、そういう締め出しを食っている。こういうことは当然民間の金融機関等にも大きくはね返ってくるわけですね。そういう点、依然としてあなたの方針というものは変えないわけですか。

○齋藤(英)政府委員 従来から登録を受けておられる方も多数ございます。したがって、本件につきましては、私どもは、現在のところ、そういう対象にするようには考えておりません。

○近江委員 通産省のいままでのこうした無籍織機に対する態度というものは、きわめてそういう冷たい態度であつたと思ひます。現実には零細な人は、家族を含めましてかなりの数になるわけですから、ですから、そういう現実に対してはもととあたいたか気持ちを持つて、そういう人を抱きかかえていくという政策を出してあげる必要があると思ひます。あくまでも零細業者の人たちという点から、政府としても中小企業、零細企業の保護は第一にやっつけていくのだということをいつも言っておるわけでありまして、今後ともそういう現実というものをよく認識してもらつて、でき得る限りのそういうあなたたかい施策を展開していただきたいと思ひます。非常にむずかしい問題ということ政府も頭をかかえておるわけでありまして、この点、特に私は、大臣にそうした今後の

ヒューマンな対策を強く要望したいわけですね。この問題について、まとめて大臣からひとつ所感をお伺いしたいと思ひます。

○中曽根国務大臣 いろいろ複雑な事情もあり、またいろいろな因縁も過去においてあることでありまして、周到な配慮をもって処理したいと思ひます。

○近江委員 それからセメントの問題でございますが、この前ちょうど大臣が参議院のほうへ出られておりました、おられなくて政府委員に聞いたわけですが、これも特に零細業者、一袋、二袋使用するようなところが非常に苦しい目をしておるわけですね。一袋三百円くらい、ひどいときには大阪では一千六、七百円しておるのです。なぜかといふと、とにかくそれだけの値がしまつて、一日遊ぶことを思ふばまだましだ。奪い合いなんですよ。それで朝、職人さんをずつと材料店に並ばして、一袋買いたいという形が行なわれておるわけですね。そういうセメントの問題についてお聞きしたわけですが、バラ売りが八割、袋ものがあとの二割ということですか。こういうものを使用するのは零細だけではありませんけれども、特に零細は袋ものをよく使うわけですが、全体の生産量が足りない。そこでやむを得ないから韓国から緊急輸入一万トンということ政府は決定したわけですが、これがいまだに入っていないわけですね。聞いてみますと、商社が集中しておるとか、お互いがしのぎを削つておる。こんなことであつては政府が幾ら発表して——みんな政府も何とか緊急対策で考えておるなと思つたが、現実には入っていないわけですよ。こういうものもたまたまのようなことではだめだと思ひます。大臣として、韓国からの緊急輸入一万トンについて、どういふ対策で緊急に入れるか。さらに、韓国に要望して、出してもらえるなら、またその追加をしていく考えがあるかどうか。また、他の地域からの輸入は考えておらないのか。また、国内のそういう増産体制についてどういふ緊急指示を出しているのか。こういうことにつきましてお伺いしたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 ます四十八年度に入りましたもので、四十八年度の生産量を業界とこの間うちからいろいろ打ち合わせをいたしまして、千三百萬トンふやしてもいいまして約九千九萬トン——八千八萬トンくらい必要がある見込みです。それで九千九萬トンをオーバーする生産計画を立てました。それで第一・四半期に特に集中しておりますから、第一・四半期で七百萬トン以上毎月出してもらうように努力しておりますところでありま。

この間セメント会社を見に行きまして、社長にも会って、いろいろ実情も聞き、その結果、大体ばら売りが八〇%、袋ものが一七%くらいでありますけれども、その一七%の中でも八〇%くらいは大口需要、官公需等の袋ものなんです。ですから市中で大工さんや左官さんが使うというのは全体の総生産量の三%くらいです。そこで、官公需や大口需要をこの際しばらく切つて、その分を少し市中の建材店や何かに回す袋をふやそう、それでいま割り当ては三%でありましたが、さらに二%ふやさない、そういう指示をいたしまして、いまこれを実行しようとしておるところであります。それと同時に、セメント各社とも話をして、あつせん所を府県につくりまして、そこへ申し出てもらえれば、袋ものをいまのようになるだけ安く渡す、そういういま方途を講じている最中でありま。

○近江委員 韓国の輸入がまたついておるのですけれども、それはどうするのですか。

○中曾根國務大臣 韓国は一万トンばかり手当てしましたが、日本の業者が殺到いたしましたので、いろいろつづきまして、残念ながら五千トンぐらいに減りそうだという報告であります。しかし、引き続き韓国から入るようには努力をしております。

○近江委員 そのように政府が話し合つて一万トンというものをきめておられるが、業者の争いで半分しかない、こういうことになりまうと通産省の指導性ということも疑われるわけですよ。みんな注目しておりますし、強力な指導性を發揮されて、一万トンプラスアルファということで緊急にひとつ早く輸入をしていただきたいと思うのです。そうでないと実際の現場というものは非常に困つておるわけですね。大臣のところに入ってくるニュースというものはしぼられた形で入ってくるんじゃないかと思うのです。われわれはなまのその人らの悲痛な訴えを聞くわけですし、その点はほんとうに十分な配慮をひとつしていただきたいと思うのです。特に強く、これは重ねて要望しておきます。

それから、いま通貨の問題と資源問題というものは非常に大きな問題になってきておるわけですが、資源という問題からいいますと、アメリカ等におきましては非常にいろいろ節約をしようとか、特にエネルギー問題等におきましては、電力の節約の問題であるとか、資源の再生の問題であるとか、いろいろなことが行なわれておるわけですね。ここで私は、資源の再生利用技術の開発というものがわが国としては非常に重要であるように思ふのです。そういうことで、アメリカ等におきましては、この資源再生法であるとか、国家物資政策法というような法律で資源の再生あるいは利用技術の開発計画を援助しておるわけですね。こういうことでただ輸入するということだけの行き方では非常に片手落ちだと思ふのです。そういう点が非常にわが国としてはおくれであると思ふのですが、この点について大臣として具体的に立法化もして、そういう方面に注視してやっていくというお考えはありますか。

○中曾根國務大臣 日本は資源の多消費型国家でございまして、いろいろ公害や何らかの問題も起きましたし、またいろいろ廃棄物の処理等の問題も出てきておるわけでございます。しかし、この情勢を見まして、多消費型から知識集約型と付加価値の高いものへ移行しようと思つて努力しているところでございますが、また、一面において、いまおっしゃいましたように、資源の節約及び使つたものの再生、そういう点も今後大いに考えていく必要があると思ひます。現在、新聞や何かの古紙の回収等においては、かなり大量の古紙が新しくできる紙の原料になっておりますけれども、ほかの分野においてもそういうふうな考えていく必要がございます。いまおっしゃいましたそういう立法行為等については研究してみたいと思ひます。

○近江委員 私もアメリカのをぜひ一べん取り寄せて勉強してみようと思ひますが、大臣もそういう点をよく研究してもらつて——これは決してゆるちような問題じゃないと思うのです。ですから早く手を打つていただきたいと思ふわけですね。それから時間の関係であつたつだけお聞きしておきたいと思ひますが、海洋博の問題でございまして、沖繩という非常に限られた地域で、あれだけの公共投資ということ非常に物価高になつてきておるわけですね、それをあつておるのは海洋博である、開発優先の弊害がまざまざと出ておる、いろいろそういうことがいわれておるわけですね。それで二階堂官房長官が四十八年度の工事の繰り延べを検討したい、このようにも言つておられるわけですが、工事は政府としては当然早くやつて間に合はしたいという気持ちもあるでしょうし、また、こういうような海洋博インフレというものを実際に招いておる、そういうことでいろいろ問題が山積をしておるわけですが、今後中心となつて進めていかれるのが中曾根大臣でありますし、こういう問題につきまして、いま大臣としてはどういうようなお考えを持っておられるのですか。

○中曾根國務大臣 海洋博に伴ひまして、沖繩県において労務及び物資及び物価の問題が起きました、まことに遺憾に存じております。先般、坪川沖繩開発庁長官が行きまして、その報告も聞きまして、内閣も対策本部の物価部会及び流通部会等活用いたしまして、各省でもすぐ緊急の打ち合わせ会をやりました、物資別、地区別の需給計画をつくりまして、それをいま現実にこなすように一生懸命やつておる最中でございます。

特にセメント、労務こういう問題が目についてきておるようであります。

○近江委員 こうした政府がやります国際的な行事でありますし、非常にむずかしいこともわかるわけでありまして、何よりもやはり住民福祉がこういうように大きな問題になつてきておるわけでありまして、まずこの安定をして、それによつて住民の協力も得られる、やはりウエートをしつかりそこに置かれて全力投球をしていくことが一番大事だと私は思ふのです。そういう点、いまその話を聞きますと、そういう形によつていろいろな点で生活にしろ寄附が来ておる、そういう悲痛な叫びをしておるわけですね。そういう点で、特に住民福祉という立場から、そういう安定に力を入れていただきたい。そうしないと現地の全部海洋博反対になつてきますよ、このままでいけば。その点を重ねて長官に要望しまして、時間がありませんので、これで終わりたいと思ひます。

○浦野委員 加藤清二君。加藤(清二)委員 先ほど質問漏れになりました残余の質問に対して、時間を少々いたただけたようございまして、委員長や理事さんのお骨折りを感謝しつつ質問を続けたいと存じます。質問がたつたございまして、今回いただけ時間が二十五分たつたございまして、このため、ビックアップして質問したいと存じます。先ほど、やみがなぜ存在するか、存在するのに価値があるかないかというところの一部をお尋ねしたわけでございますけれども、通産省にお尋ねします。やみ屋というのは、やみ屋と言つてはいけなければ無登録機械、どちらでもないのですが、無登録機械の存在する場所はどこなんですか。どう把握しておられますか。

○齋藤(英)政府委員 現在無登録機械の多い地帯といたしましては、まず業種といたしましては、やはり一番多いのは毛織機の関係かと存じます。それから二番目にタオルの業界もかなり多かつ

たかと存じます。

それから場所的に申し上げますと、やはり中京地区はかなり多いのではなからうかと思ひます。それから大阪の南部にも一部あったかと存じます。

○加藤(清二)委員 やみがほとんどないところがあるかと存じます。そういうところはございませんか。

○齋藤(英)政府委員 たとえばでございますが、静岡県等ではやみが非常に少ない、ないしは産地組合によつてはほとんどないところがあったように記憶しております。

○加藤(清二)委員 先ほど大臣が正直者がばかを見ないようになければならぬということばを三べん言われたのですが、その具体策をお示し願ひたい。

○齋藤(英)政府委員 大臣が正直者がばかを見ないというふうに申し上げました趣旨は、私が推察をいたしますのに、現在登録機械は七十万台ございますが、その七十万台の登録機械、登録制度というものを厳重に守つていこう、そういう考え方が、産地組合によつては、いま申し上げた静岡県などにあるというふうなことで、そういう方々のお気持ちを十分生かして対策を立てなければいけないのじゃないかという趣旨で大臣が申し上げたように存じております。

○加藤(清二)委員 無登録がいけない、やみがいけないという声、これは古くて新しいことばなんです。綿々として続いておりますことばなんです。しかし、そういういけないという機械がほとんどないところ、つまり政府の方針に忠実に守つてきたところだ。それが一番正直だと思ひますが、それはすなわち、いまあなたの指摘なさった浜松近郊の機械だと思ひます。もしこのやみを登録と平等に扱つてしまつたという結果になりますと、それこそ正直者がばかを見るということになります。ですから、この対策は何かございませうか、ございませうか。なければ、わがほうにはありますけれどもね。

○齋藤(英)政府委員 現在検討中でございます。私どものほうに具体的な案は現在ございませう。

○加藤(清二)委員 ございませうか。それでは、これは後ほどわが党から正直者がばかを見ないためにこういう手があるがというのを提案してみたいと存じます。やはり大臣がいらっしゃつたときのほうがいいと思ひますので、そうします。

問題は、やみが絶えないところ、というより、やみがふえる時期はどういう時期だとか考へてございませうか。

○齋藤(英)政府委員 これは景気の動向によつて著しく左右される面があるのじゃないか。たとえば、好況のようになるときは無登録機械がふえるという傾向があるように考へられます。

○加藤(清二)委員 そのとおりでございます。権利義務があつて、その権利から受ける利益が非常に多いとき、そのイミテーションが生まれてきます。そのイミテーションが、この場合は無登録ということになるわけですね。なぜそうなるだろうか。つまり、やみを絶滅するには発生の原因をよく検討しなければ始末ができませんと思ひますから申し上げますが、業者の気持ちになつてみますと、やみは少なくしなげなう、減少したい、減少したいといひながら、それは一体この機であるかと尋ねるまでもなく、それはよその機なんです。減らしたい、減らしたいといひながら、よその機を減らしたいのであつて、自分のところの場合は、ふやしたいのです。こういう利益、欲望につながる本能的な基本的な問題、これを解決しなければ、どんなに法律をつくつてもこれはだめだと思ひます。先ほど大臣が、各党がまとまれば立法措置をしたいと言つてみえんですけれども、前例はたくさんあるのです。

たとえて申しますと、白タクというのが一時たくさんございましてね。これを絶滅しなげなうらぬというので、国会へ、国会へと陳情がございまして。その場合にどう処置したかといつたら、

白タクは零細なもののばかりだつた、しからば個人タクシーということ、これを合法的に認めるといふことにしようじゃないかということになつて、いまではどうせ乗るなら個人タクシーのほうが安心して乗れるといつて、お客さんのほうから喜ばれていくわけですね。それは自分のものだからなんです。しかし、その個人タクシーといふのも、それが無制限に働いていいかといふと、そういうふうにはなつていないですね。やはり八時間労働といふことになつておる。そして賃金はと

いつたら、大きな会社のタクシーも個人タクシーも同じ値段である。したがつて、先ほど労働基準法違反があると申し上げましたけれども、それを除去するには――好きで十五時間も二十時間も働くんじゃない。時間当たりの加工賃が非常に少ないものだから、やむなく働かなければならぬといふことになる。したがつて加工賃の問題ですね。

出機の加工賃の問題も、これは大企業だから高い、零細企業だから安いというやり方は間違ひであり、その実例の白タクのときは、安かつたけれども認めてやつたら同じ値にしたというやうなことを、これは将来に向かつて考へておいていただかなきゃならぬ、かように思ひます。

それから、無登録機械の存在意義と申しましたうかが存在価値を当局ではどのように考へていらつしやるのですか。

○齋藤(英)政府委員 無登録機械は現実には存在しておるわけでございます。したがつて、存在しておるわけですから、これは法律上の問題は別にしまして、経済的あるいは社会的には何らかの存在意義があるといふことではなからうかと存じます。私も、私もいま考へますのは、先ほど申し上げましたように、好況のときに、要するにその周辺部分として存在するといふことも考へられます。それからなお考へますと、僻地にあるようなものもございませうけれども、そういうところにおきましては、たとへば出かせぎに出るところを出ないで済むといふやうなこともあるいはあるかもしれないと思ひますが、いま思ひつゝのはその

くらいでございます。

○加藤(清二)委員 存在価値は立場によつて違ひますけれども、まず親の立場からこれをながめてみますと、無登録機械は親の自己保存の調節弁にされておるのです。あなたがいみじくも指摘なさつたように、景気のいいときにはばあつと仕事をやつて、景気が悪くなつたら、はいさよならといつて糸を渡さない。退職手当金をやらぬでもいいから、これは親のほうとしてはまことにありがたい存在ですね。また工賃も、労働基準法を守つていられるところへ持つていけば安くやつてくれ

る。ひどいのは北陸路のナイロントファタ、十三、四時間かかつて大体工賃が六百円くらいしか取れない。普通の工場では千二、三百円、原価計算からいってもそれが妥当であるといふのに半分だ、これではかなわぬといふ声を聞いたことがござい

ますけれども、これは親の自己保存の調節弁にされておる。これは政府も考へてもらなければならぬですね。大体、佐藤内閣がそういう先例を幾つも幾つもつくつたのです。自分の内閣を守るために都合が悪くなるとカゲのしつぽを次から次へと切つて、自分のからだだけ残した。そういう手本を示しなされるから、おれらだつてそれくらいのことはいじやないか、こういう声が機屋の陰から聞こえてくる。それが実態なんだ。

それからもう一つは、通産省も考へていただかなければならぬのですが、通産省は、今後のわが国の生産は労働付加価値の多いものをという指導をなさる。労働付加価値の多いものを、こうなりますと、大工場で百台も二百台もそろつたところで少量多品種はできない。隣で赤、次が青、次が黄という織り方は、みなぎすものになつちゃうからできません。労働付加価値の多いものといふと、これは需要のほうが少ないのですから、どうしても少量生産にならざるを得ぬ。そういうものを大工場で作つてはかなわぬからというので、ついつい無登録をつくることになる。ちょうど自動車工業にしても、本社というのはアセンブル工

場であつて、部品は全部よそでつくらせる。特に少量のものは下請のほうがいい。これはもう経済の自然なんですね。したがって、この指導をなさいますおりに、ただ少量多品種、付加価値というだけでなくて、それにつけ加えて、ぜひそういう少量のものは親に向かつて交渉権を得させ、團結権と交渉権を与えるようにしなければ、これは仏つくって魂を入れないということになると存じます。ここらあたりも今後の対策としてひとつ考えていただきたいと存じます。

工賃をたたく材料になる、これは先ほど申し上げましたからこのたびは避けますが、労働組合の賃金を押える一つの手段に使われているのですね。おまえらは賃上げ賃上げと言っているけれども、そんな高いことを言うなら出機のはうはもっと安くやってくれるわ、つまり労働者の賃金をアップする場合の冷却材に使われている。このことが先ほど申し上げましたようにレーバードンピング、チーブレーバーということになって、先進諸外国から日本の繊維の輸出品が制限を受ける悪結果を招来しているのをご存じますから、ここらもひとつよく御検討願いたいと存じます。

ところで今度は立場を変えて、無登録者自身は一体どういう利益があるかといえ、農閑期に出かせに行かなくてもいい。奥さんは毎日だんなさんの顔を見ながら暮らせる。かきつ子も機陰で育てることが出来る。したがって、少々長い時間働くらばはしんぼうしましょう、二宮金次郎方式でいきましよう、こういうことになって、それは無登録者自身もまるつきり損ではないわけなんです。だから、これは続いていくわけなんです。しかし、先ほど申し上げましたように、労働基準法を無視する長時間労働である、婦人の深夜作業が行なわれている、しかも最低賃金制はそこない、これは片手落ちだ。したがって、労働省ともよく御相談の上、こういう悪だけは除去していく、こういうことになっていただかなければならぬと思うのです。

それから次に、自治体の立場からこれを考えて

みますと、やはり自治体もないよりあったほうがいい、こういう考え方になるわけです。なぜ、ないよりあったほうがいいかというと、これはほとんど過疎地帯につくられていくのですから、したがって、いたずらに労働力を他府県、他町村に流出する必要がなくなってくる。農家の納屋が利用できる。おまけに、先ほどお尋ねしたように、地方自治体も税収がふえてくる。したがって、これは地方自治体もおあったほうがいい、こういう結論になるわけです。

そこで私が言いたいことは、それだけ有価的存在でありとするならば、しかも税金を一人前に取っているとすれば、義務だけ課するということはない。権利も平等に与えるべきではないか。その権利は、いまの登録という権利もありましようが、最も差別待遇を受けているのは国家金融だろふと思うのです。国家の金融機関はこれに対して貸しておりません。しかし、市町村あるいは県の保証協会のつかさどるところの金は、これはその県が得することだからついつい貸す、こういうことになるわけなんです。同じ政府系統機関でも、国家三公庫は貸さないが、県は貸しておるといふのは、これはおかしい矛盾なんですね。ここらの調節もひとつお考え願いたい、こういうことと存じます。

以上、私はその存在価値を申し上げ、その対策を申し上げましたけれども、そうでなくて、立場を全然変えてほんとうに悪であるという觀念に立つならば、これは殺さなければならぬ。殺すのだったらこれは簡単です。親を差しとめたらいい。やみ屋殺すに刃物は要らぬ、糸の十日もあればいいという声があるのですが、これはそのとおりなんです。糸を与えるやつがいるから存在する、生き延びていく。やみ屋やみ屋といつて軽べつされているけれども、無登録無登録といつて軽べつされているけれども、この方々は、自分で原料買ひの製品売りをやっているんじゃないんだ。あらかじめ自分でつくって、あとから他人に売っているんじゃない。親から糸をもらって、柄をも

らうからつくるんだ。問題はつくるんじゃないで、工賃をかせいでおるだけなんです。だから悪であるという規定をするならば、当然糸の場所をとめるべきだ。それができますか、できませんか。

通産省、以上の諸点について繊維局の見解があったらお述べいただきたい。なければ次へ進みます。

○嘉藤(英)政府委員 いろいろ重要な点を御指摘いただきました。私も御意見をもとにして先行きの問題について検討したいと存じます。

○加藤(清二)委員 残余の質問は後にさせていただきます。

○浦野委員長 次回は、来たる十日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時三十二分散會

商工委員會議録第十号中正誤

ページ段行 誤 正
一一 末 藤沼六助君 藤沼六郎君
四二 三 きたたつ きたつた

商工委員會公害対策並びに環境保全特別委員會
連合審査會議録第一号中正誤

ページ段行 誤 正
八四 元 あるいは あるいは
元二 末元 としましては としましては
三一 二 この中十九条 この中の十九条
三二 二五 あるという あるという

第一類第九号

商工委員會議錄第十五号

昭和四十八年四月六日

昭和四十八年四月十二日印刷

昭和四十八年四月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局